

平成 30 年 度

八代市議会経済企業委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 9月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 27 |

平成 30 年 9 月 12 日 (水曜日)

経済企業委員会会議録

平成30年9月12日 水曜日

午前10時00分開議

午後 0時18分開議（実時間129分）

委員 高山正夫君

委員 増田一喜君

※欠席委員 君

○本日の会議に付した案件

1. 議案第100号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第102号・平成30年度八代市病院事業会計補正予算・第1号
1. 議案第103号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分））
1. 議案第112号・八代市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
1. 議案第111号・日奈久温泉イベント広場条例の一部改正について
1. 議案第113号・八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について
1. 議案第97号・平成29年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
1. 議案第98号・平成29年度八代市病院事業会計決算の認定について
1. 所管事務調査
 - ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
 - ・病院・水道事業に関する諸問題の調査（八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）基本設計に係るワークショップについて）（指定管理者の更新について）

○本日の会議に出席した者

委員長 成松由紀夫君
副委員長 西濱和博君
委員 亀田英雄君
委員 北園武広君
委員 庄野末藏君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

農林水産部長 橋永高德君
農林水産部総括審議員兼次長 濱本親君
理事兼農業振興課長 小堀千年君
水産林務課長 中川俊一君
農林水産政策課長 豊田浩史君
農地整備課長 小原聖児君
経済文化交流部長 山本哲也君
経済文化交流部次長 岩崎和也君
経済文化交流部次長 中勇二君
観光振興課長 田中辰哉君
文化振興課長 一村勲君
市長公室
市長公室次長 谷脇信博君
部局外
市立病院院長 森崎哲朗君
市立病院事務部長兼医事係長 田中智樹君
水道局理事兼局長 宮本誠司君

○記録担当書記 中川紀子君

（午前10時00分 開会）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付

しております付託表のとおりであります。

◎議案第100号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第100号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費について、農林水産部から説明をお願いいたします。

○農林水産部長（橋永高德君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、平成30年度八代市一般会計補正予算・第6号中、第5款と第10款について、農林水産部関係者を濱本総括審議員兼次長が御説明申し上げます。

○農林水産部総括審議員兼次長（濱本 親君） 農林水産部の濱本でございます。よろしく願いいたします。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、どうぞ。

○農林水産部総括審議員兼次長（濱本 親君） それでは、議案第100号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分について御説明いたします。

別冊一般会計補正予算書の16ページをお開きください。

款5・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費で補正額241万4000円を計上し、補正後の金額を15億9096万3000円とするものです。

説明欄の事業ごとに御説明いたします。

まず、農業生産総合対策事業としまして14

4万6000円を計上しております。

本事業は、県の生産総合事業、強い農業づくり交付金を活用し、生産・流通コストの低減に向けた取り組みに必要な共同利用施設の導入などに要する経費の一部を補助するものでございます。

事業実施主体は有限会社松浦常男農産で、事業内容は、稲作における乾燥機の処理能力向上による適期収穫、品質の向上が目的の遠赤外線乾燥機の導入、大口取引先へのフレコン出荷を可能とし、環境保全型農業で生産した米の取引増加が目的のフレコン自動計量器の導入でございます。

総事業費が329万円であり、消費税を除いた額の2分の1以内である144万6000円の補助を行うものでございます。

なお、特定財源としましては、全額県支出金を予定しております。

続きまして、い業振興対策事業としまして96万8000円を計上しております。

本事業は、平成30年10月にフランスのパリで開催されますG I 産品のPRイベント、日本へのクリエイティブな旅展2018に参加し、世界に向けて熊本県産イグサ・畳表のトップセールスを行うための旅費及び現地案内業務委託などの経費を補正するものでございます。

次に、目8・農地費で、農業水路等長寿命化・防災減災事業としまして補正額1800万円を計上し、補正後の金額を12億2902万3000円とするものでございます。

本事業は、平成30年度からの新規事業であり、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の長寿命化対策や防災・減災対策に要する経費の一部を補助するものでございます。

事業の内訳ですが、まず、市が実施します日奈久新開町地区排水路改修工事に要する経費として1300万円を計上しております。

この1300万円に対する特定財源としまし

ては、県支出金650万円、市債580万円を予定しております。

次に、八代平野北部土地改良区が事業主体として実施します用水路改修工事、総事業費5000万円に対し、市の費用負担割合10%に当たる500万円を負担金として計上しております。

この500万円に対する特定財源としましては、市債450万円を予定しております。

次に、目9・水田営農活性化対策推進事業費で、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業としまして補正額157万2000円を計上し、補正後の金額を2149万6000円とするものでございます。

本事業は、米を中心とした土地利用型農業の競争力強化を図るため、効率的な広域営農システムの構築によりコスト削減を加速化するとともに、地域営農組織を育成支援するため、規模拡大や低コスト新技術の導入などに要する費用の一部を補助するものでございます。

事業実施主体は農事組合法人北出ファーマーズで、事業内容としましては、稲作の効率化、低コスト化を目的としたもみすり機、計量器、選別機の導入でございます。

総事業費が339万6000円であり、消費税を除いた額の2分の1以内である157万2000円の補助を行うものでございます。

なお、特定財源としましては、全額県支出金を予定しております。

次に、目11・農業研修施設管理費で、生活館、生活改善センター及び多目的集会施設管理運営事業としまして補正額90万6000円を計上し、補正後の金額を1554万3000円とするものでございます。

本事業は、本年6月に発生しました大阪北部地震により小学校のブロック塀が倒れ、死亡事案が発生したため、所管する施設の点検を実施した結果、深水生活改善センターにおいて、建

築基準法施行令の基準に不適合と認められるコンクリートブロック塀が確認され、安全性を確保する観点から改修に係る経費を補正するものでございます。

次に、17ページをごらんください。

款5・農林水産業費、項2・林業費、目2・林業振興費で補正額3560万5000円を計上し、補正後の金額を1億6390万1000円とするものでございます。

説明欄の事業ごとに御説明いたします。

まず、緑の産業再生プロジェクト促進事業としまして2648万9000円を計上しております。

本事業は、間伐などの森林整備の加速化や森林資源を活用した林業、木材産業などの地域産業再生を図る取り組みに必要となる大型林業機械の導入などに係る経費の一部を補助するものでございます。

実施主体は桧丸株式会社など4経営体で、グラップル・ウインチ付バックホウ、スイングヤード、プロセッサなど間伐用の高性能林業機械の導入となっております。

総事業費が8075万2000円であり、補助対象及び補助率につきましては、消費税を除いた額の3分の1以内、スイングヤードにつきましては10分の4以内である2648万9000円を補助するものでございます。

なお、特定財源としましては、全額県支出金を予定しております。

続きまして、公有林管理事業としまして181万5000円を計上しております。

こちらは、平成29年1月30日、株式会社岩崎林業と熊本南部森林管理署と売買が完了した分収林の売買収入について、昭和33年に旧東陽村と八代若杉会で分収林契約を締結されております部分林設定に関する附帯契約書に基づき、八代若杉会に分収割合相当分を支払う経費を補正するものでございます。

内容につきまして説明いたしますと、売買総額302万4000円のうち、7割に当たる民取分211万6800円が八代市の歳入として入っておりますが、附帯契約書に基づく分収割合は、民取分のうち八代市が1割、八代若杉会が6割となっております。これに基づき、211万6800円のうち八代若杉会の収益分に当たる181万5000円を補正するものでございます。

続きまして、森林災害復旧事業としまして730万1000円を計上しております。

別紙位置図①及び②をあわせてごらんください。

①が坂本地区3路線、②が泉地区3路線でございます。

こちらは、7月5日から8日にかけての梅雨前線豪雨により被災した森林作業道の災害復旧に係る経費について、事業主体である八代森林組合に補助するものでございます。

内容としましては、桧原木線ほか5路線、被災延長9847メートルの森林作業道補修に係る総事業費1043万円に対し、市の補助要領に基づき、総事業費の7割に当たる730万1000円を補助するものでございます。

次に、20ページをごらんください。

款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費、目1・農業施設災害復旧費、補正額650万円を計上しております。

別紙位置図の④をあわせてごらんください。

こちらは、6月19日の梅雨前線豪雨により被災した農業用施設の災害復旧に要する経費を補正するものでございます。

内容としましては、千丁地区の八千把川排水路の災害復旧費650万円となっております。

特定財源としましては、県支出金として422万5000円、市債200万円を予定しております。

次に、目2・林道施設災害復旧費で、林道施

設災害復旧事業としまして3080万円を計上しております。

別紙位置図の③をあわせてごらんください。

こちらは、6月19日及び7月5日から8日にかけての梅雨前線豪雨により被災した林道の災害復旧経費について補正するものでございます。

内容としまして、泉地区の林道白谷線ほか3路線の復旧工事3080万円を予定しております。

特定財源としましては、県支出金として1855万円、市債1080万円を予定しております。

以上で一般会計補正予算・第6号中、農林水産部関係分の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（亀田英雄君） い業振興対策事業について伺います。このイベントの内容について、まあちっと話ば聞かせてくれんですか。

○理事兼農業振興課長（小堀千年君） おはようございます。農業振興課、小堀でございます。

今回補正予算を上げておりますのは、日本へのクリエイティブな旅への参加の市長の旅費等々でございます。

この日本へのクリエイティブな旅展と申しますのは、ことしで3回目の開催となるわけですが、ジャポニズム2018という、これは日仏友好160周年を記念しましてフランス国内で約8カ月間にわたりまして展覧会とか舞台公演、そういった日本の文化芸術などを広くパリを中心に広めるイベントが行われておりますけども、この一環として、今回、日本へのクリエイティブな旅展というのが行われるということで、今回はですね、ユネスコの無形文化

遺産にも登録された和食をテーマに開催されるというところがございます。

特に、農林水産省のほうからはG I 産品をPRすべくですね、会場内に専用ブースを設けて、パリからフランスそして欧州各国、さらには世界193カ国のユネスコ加盟国に向けて、日本各地の食文化を通じました地域文化を発信していくといった趣旨で行われるものがございます。

本市のイグサ、畳につきましては、食品ではございませんけども、和食を初めとします日本文化を語る上で必要不可欠な品目であるというようにもございますし、また平成28年にはG I の認証も取得していることもございまして、農林水産省のほうからも本市へぜひ参加されませんかといった働きかけもございましたことから、このほど参加する運びとなったところでございます。

イベントの会期でございますが、10月15日から10月19日まで、月曜から金曜までの5日間にわたって行われます。

本市のほかに鹿児島県の黒牛ですとか、あと同じく鹿児島県の辺塚ダイダイとか長野県の市田柿、それから徳島県の本頭ユズとか、そういったところも出品される予定でございます。

我々の活動としましては、与えられましたブース、大体この会議用の長机1個分ぐらいの幅になりますけども、こういったスペースにおきまして、畳表ですね、それから原草とか、あとイグサのタペストリーとか小物類の展示をいたします。

また、イグサのポスターとかフランス語版、英語版のパンフレットの配布なんかもしながらPRをしたいというふうに考えております。

また、その我々のブースとは別に、全体ブースというのがございまして、そこでユネスコ茶会なども開かれる予定でございます。場所がユネスコ本部なんですけども、そのロビーの中

にユネスコ茶会ということで茶室なども設けられます。そこへの畳の提供もうちのほうから行ってPRをするというふうな予定にしております。

これとは別にですね、市独自の取り組みとしまして、せっかく市長も参りますことから、日本人学校がパリにございまして、こちらのほうにイグサ製品の寄贈をさせていただくということで進めておるところです。

品目としまして、イグサのクッション200枚、それから小冊子——畳の歩みという子供向けのイグサについて書かれた冊子がございまして、これを200冊、それとイグサタペストリーを1本、それからその学校に国際理解教室という教室がございまして、そこに半畳畳9枚敷かれておりますが、その畳がえも行いたいというふうに思っております。

そこで贈呈式を行いまして、畳職人さんを同行しまして、その贈呈式の際に畳の張りかえ実演も子供たちに見せたいというふうに思っております。

そういう日本人学校の子供さんたちは、将来的に国際社会の中で非常に活躍される人材が多いというふうに聞いておりまして、そういった方々に将来にわたって畳を、日本文化のよさを世界に広めていただければと、そういった思いで実施するものがございます。

そういった活動を予定しております。簡単でございますが、以上です。

○委員（亀田英雄君） 詳細に説明いただきまして、ありがとうございます。

大変よい機会だと思います。なぜ私が質問したかというのですたい、一人でよかつかつという話ですたい。だけん、市長も行きなるとし、ほか、多分農協さんとかも行きなるとかな。だけど、せっかくの機会ならですよ、市としても、一人じゃあって、何かあれば行かんですけん、そういう工夫もせんちゃよかつたろう

かと。その辺の考え方について、もう一点お聞かしてください。

○委員長（成松由紀夫君） 随分も含めて。

○理事兼農業振興課長（小堀千年君） 失礼いたしました。

えっと、今回、今市長の予算ということで申し上げますが、このほかに市のほうから2名、それと氷川町から1名、それと昼職人さんですね。熊本県昼工業組合八代支部の支部長さんでございますけども、この方も一緒に行ってくださいと。こちらの予算につきましては、全国い産業連携協議会という協議会、それから熊本県いぐさ・昼表活性化連絡協議会、こちらの2つの協議会から予算をいただくといった予定であります。

○委員（亀田英雄君） もう意見になりますけど、せっかくの機会ですけん、頑張らせていただければというふうに思います。

もういっちょいいですか。緑の産業再生プロジェクトの話ですが、今回、3分の1の補助ですたいね。以前は2分の1とかいろいろあったんですが、この県からの補助なんですけど、どげんして3分の1とか2分の1になっとかと思うとですたいね。

これは参考までに聞かせていただければという話なんですけど、総枠を件数で割っとか、県の指示で3分の1になっとかって、その辺のかけんというのをちょっと聞かせてくれんですか。

○水産林務課長（中川俊一君） 水産林務課、中川です。よろしくをお願いします。

ただいま御質問の緑の産業再生プロジェクトの補助金の件ですけど、従来までですけん、これにつきましては国の制度がございまして、2分の1補助というのが基本でございました。

今回、似たような国の補助事業のメニューがございまして、林野庁それと財務省の間の協議がなされたところ、より厳しい、条件的に厳しいほうの事業メニューを採択すべきじゃないか

という結論で、国の方針が県のほう、市のほうにおりてきたということで、補助率のほうも3分の1あるいは10分の4というような補助率になってまいったというところがございます。

○委員（亀田英雄君） 林業、なかなか厳しいかもんですけん、なっだけ補助いただきたい部分はあつとですが、なぜその厳しいほうの選択をしたかというの理由を。厳しい業界になぜ厳しいハードルをすつとかというのがちょっと、済みません、理解ができませんとですけん……。

○水産林務課長（中川俊一君） えっと、ただいまの件につきましては、国のほうの事業メニューでございますので、先ほど申し上げましたように、林野庁それと財務省の間での協議、そちらのほうを整って、県、市へおりてきたというところがございますので、市のほうはそれに従ったというところがございます。（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） 以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（増田一喜君） えっとですけん、生活館、生活改善センターのところなんですけども、建築基準法施行令の基準に不適合と認められるコンクリートブロック塀というんだけど、これは具体的にはどんな状態なのかなど。例えば、鉄筋が本数が足りなかったとか、鉄筋の長さが足りないとか、あるいは塀の高さが高過ぎたとか、テレビなんかでやってますけど、この場合にはどこらあたりが不適合だったというんですかね。

○農林水産政策課長（豊田浩史君） 深水生活改善センターのブロック塀につきましては、鉄筋が入っていないということ、それから高さが4段ということがありますので、そこ、ちょっと揺れたときに倒壊のおそれがあるということでございます。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（増田一喜君） もちろんここをつくられたときには、それは別段何の制約もなかったちゅうことなんですかね。

○農林水産政策課長（豊田浩史君） この施設が、昭和56年、旧松陵中学校跡地のグラウンドに設置されているということでございます。

それで、そのグラウンドを整備するときに、土どめのかわりとしてブロック塀を施工したと。2段目までですね。そして、さらにその上2段をフェンスがわりにして、そしてフェンスを建てたということがございます。当初は土どめのかわりでやっていますね、そこまで基準が厳しくなかったということで、そのような施工になっていた。それが改めて先般の大阪北部地震に基づきましてチェックしたところ、こういう不適合な状況であったと。倒壊のおそれもありますのでということでございます。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（増田一喜君） わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（西濱和博君） 予算書の20ページですけれども、災害復旧費についてお伺いいたします。

今般、作業道、林道それから農業施設ということで排水路関係の予算を計上してございますが、それぞれは、今回予算計上されるに当たって、設計業務等まで行った上での予算お見積りでしょうか。経過をお尋ねいたします。

○農地整備課長（小原聖児君） 農地整備課長の小原でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの御質問につきましては、設計委託をしております。災害査定、災害にかける分、補助いただく分について業務委託を出しております。

以上でございます。

○委員（西濱和博君） 念のため確認させていただいた背景なんですけれども、実際、予算が決議、議決された後、工事実施されると思うんですが、場合によっては不測の状況だとか、いわゆる設計費が増額になったりするような場合とか起こり得るかなというふうに思いましたものですから。設計が終わっておれば、その振れというのはそう大きくないんでしょうけど、もし万が一予算が増額で対応せざるを得なくなったとした場合、今回の予算とプラスアルファ増額が必要になってくるかと思いますが、そのときの対応はどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○農地整備課長（小原聖児君） ただいまの御質問ですけれども、えっと、専決予算のほうで業務委託のほうは処理をさせていただいております。10月の1日に査定を受けることになっております。その中で変更等が生じれば、またその対応を検討したいと思っております。

よろしいでしょうか。

○委員（西濱和博君） 今のところの御説明は理解できました。私が申し上げたのは、実際、工事を発注して、その後に設計変更等が必要になった場合の予算対応についてでございますけれども。（農地整備課長小原聖児君「基本的には、そこは工事……」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手。

○農地整備課長（小原聖児君） あ、済みません。失礼しました。

工事の分につきましては、単費での変更で対応することになるかと思えます。設計の分については、もう自前の変更になるかと思えます。

○委員（西濱和博君） ちょっと大事なことだけもう一度確認しますけれども、工事費自体も特定財源として国とかからここの補助率で見込んでいらっしゃるということですが、工事自体の、当初の工事費が今1000万だったと仮定

すると、それが1100万になったとしますよね。ただ、その財源もその補助の率に従って国からの増額だとか、——単費の増額は当然と思うんですけども、そこは、増額分は単費だけで対応する仕組みになっているのでしょうか。

○水産林務課長（中川俊一君） えっと、災害復旧費のほうですね、農業サイドの災害それから林道サイドの災害、両方上げてございます。

我々林道のほうなんですけど、えっと、専決予算のほうで測量設計業務委託費のほうは計上させていただいて、現在、測量のほうを行っております。

御心配いただきました工事費のほうですね、これ、余裕を持って今回9月補正ということでお願い申し上げたところなんですけど、もしもそういった大幅に我々のもくろみと違ってきた場合は、また12月補正とかというのをお願いも出てまいるかと思えます。

○委員（西濱和博君） わかりやすく御説明ありがとうございます。

今後のこともですね、場合によってはそういうことがあった場合のことを我々も心づもりしてたがいいかなということであえてお聞きしたところでございました。理解できました。ありがとうございます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（増田一喜君） えっと、さっきのブロック塀の件なんですけど、下は2段、当然、土どめとしている、鉄筋も入っておったんでしょうと思うけども、その上に乗せるやつですね。今度は特に災害なんかが起きてるから、厳しくなってると思うんですよね。こういう状態にならないように注意しながら工事はやっていただ

ければと思っておりますので、よろしく願いたします。

○委員（西濱和博君） 意見というか要望でございませうけど、先ほどもちょっと議論の中で出てきました、い業振興対策事業の今回のパリ出張の件ですが、先ほどの御説明でどういう内容か、どういう目的で計上されたか、また実施の意義も十分理解できました。

また来年以降もですね、見据えて、こういうような類いの機会がありましたら、ぜひですね、い業振興という視点で積極的にお取り組みいただきたいなというふうに思いますし、今回御出張になられた成果といたしますか、内容につきましては、また、い業関係の機関にもですね、情報を流していただくようなお取り計らいも重ねてお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費についてを終了いたします。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前10時32分 小会）

（午前10時33分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、歳出の第6款・商工費について、経済文化交流部から説明をお願いいたします。

○経済文化交流部長（山本哲也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

経済企業委員会に付託されました議案第100号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第6号中、経済文化交流部に係る部分について、経済文化交流部次長の岩崎より御説明いたしますので、よろしく願いたします。

○経済文化交流部次長（岩崎和也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部次長の岩崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○経済文化交流部次長（岩崎和也君） それでは、議案第100号・平成30年度八代市一般会計補正予算書・第6号の17ページをごらんください。

款6・商工費、項1・商工費、目3・観光費、補正額96万5000円を計上し、補正後の額が3億5277万円となっております。

財源は、特定財源の国・県支出金としまして県の熊本県癒しの森整備支援事業補助金90万円、一般財源6万5000円となっております。

内容としましては、説明欄の泉観光施設管理運営事業としまして、泉地域の観光施設の1つであります矢山岳山頂公園の森林整備、標識類の整備、公衆便所等の一部補修等に要する経費を補正するものでございます。

具体的には、公園内約20平米の樹木の枝打ち、展望図パネルの張りかえ、公衆便所の屋根の補修、便器の取りかえ、排水施設などの補修に要する経費となっております。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これよ

り採決いたします。

議案第100号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前10時37分 小会）

（午前10時37分 本会）

◎議案第102号・平成30年度八代市病院事業会計補正予算・第1号

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第102号・平成30年度八代市病院事業会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○市立病院院長（森崎哲朗君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

済みません、着座にて説明させていただきますけど、よろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○市立病院院長（森崎哲朗君） 議案第102号・平成30年度八代市病院事業会計補正予算・第1号について御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、今年度末に予定しております外来機能譲渡と病院事業廃止に向けた関連経費の補正及び建築基準法施行令の基準に不適合と認められるコンクリートブロック塀の改修に必要な経費を補正するものでございます。

詳しい内容に関しましては、事務長の田中より説明をいたします。では、ちょっとかわりませう。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹

君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

座って説明させていただきます。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○市立病院事務部事務長兼医事係長(田中智樹君) それでは、議案書のほうをごらんください。1ページをお願いいたします。

第2条ですけれども、収益的収入及び支出の予定額についてお示ししております。

まず、収入では、第1款、第2項の医業外収益を957万4000円増額いたしまして1億8932万2000円とし、病院事業の収益の総額を3億2223万3000円とするものです。

次に、支出では、第1款、第1項の医業費用を49万8000円増額しまして3億9155万4000円とし、同じく第2項の医業外費用を102万5000円増額の228万8000円とし、同第3項の特別損失において2264万8000円増額し2334万8000円とし、これらを合わせた病院事業費用の総額を4億1769万円とするものです。

次のページ、2ページの第3条では、資本的収入及び支出について、それぞれの補正予定額をお示ししております。

まず、収入では、第1款、第1項の他会計出資金を7610万7000円増額し8895万3000円に、同じく第3項では、新たに固定資産売却代金として54万円を計上し、収入総額を8949万4000円といたします。

対する支出では、第1款、第1項の建設改良費を7595万6000円増額し8879万円に、第2項・企業債償還金を205万2000円増額し307万7000円とし、支出総額を9186万7000円といたします。

収支の差し引きで不足する237万3000円は、当年度分の消費税及び消費税資本的収支調整額によって全額を補うものとしております。

次の第4条では、今年度の一般会計からの繰入金のうち、特別な理由で収入する補助金、いわゆる基準外繰り入れの金額を1億2251万7000円から1億6919万3000円に変更するものです。

次の3ページから11ページにつきましては説明を省略させていただきますので、12ページの明細書にて今回の補正予算の内訳を御説明いたします。恐れ入りますが、12ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出ですが、収入では、款1・病院事業収益、項2・医業外収益、目2・他会計負担金、節1・他会計負担金を957万4000円の増額補正をするものでございます。

これは、現在リース契約にて使用しております仮設外来棟について、平成31年度から33年度分の利息分の繰り上げ償還費用102万2000円と内視鏡リースの契約の途中解約に伴う繰り上げ償還及びエックス線テレビシステム撤去経費855万2000円を一般会計負担金として繰り入れるものでございます。

一方、支出では、款1・病院事業費用の項1・医業費用、目3・経費のうち、節18・雑費について49万8000円を補正するものです。

これは、今年度末に予定をしております外来機能の事業譲渡に伴い、現在使用しておりますエックス線による透視装置及び画像処理システムの撤去搬出手数料でございます。

13ページ、項2・医業外費用、目1・支払利息及び企業債取扱諸費では、仮設外来診療棟のリース利息分の繰上償還費用102万2000円と院内の医療機器整備において現在借り入れております企業債の繰り上げ償還に伴う補償金3000円、合わせて102万5000円を増額補正するものでございます。

次の項3・特別損失では、目1・固定資産売却損としてエックス線CT装置売却による損失

68万3000円と目2・臨時損失として平成29年度において更新した内視鏡機器のリース途中解約に伴う臨時損失805万4000円、目5・固定資産除却損では、院内の各種医療機器等の処分により発生します固定資産除却損1391万1000円でございます。

なお、目1の固定資産売却損と目5の固定資産除却損につきましては、経理上の理由から費用として計上するものでありまして、実際の現金支出はございません。

14ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の補正内訳でございます。こちらは中段の支出のほうから先に御説明いたします。

款1・資本的支出、項1・建設改良費のうち目1・建設改良費、節1・工事請負費2057万1000円の内訳ですが、事業譲渡に係る仮設外来診療棟の改修工事として1882万1000円を計上いたしております。

工事概要としては、病院本館から引き込んでおります給水設備、電気設備、通信設備を単独設備として切り離す経費とカルテ類の倉庫新設、本館との渡り廊下や機械室の撤去解体工事でございます。

また、当院が所有します看護師住宅跡地について、建築基準法施行令の基準に不適合と認められるコンクリートブロック塀が確認されたため、安全性を確保するため、塀の撤去と柵の設置に係る経費175万円でございます。

目2の有形固定資産購入費では、節1・リース資産購入費として3658万5000円を計上いたしております。

これは、現在リース契約にて使用しております仮設外来棟について、31年度以降のリース料元金を繰り上げ償還する経費2958万5000円と現在の仮設外来棟の1室をレントゲン撮影室に改修する経費700万円を計上するものでございます。

節の2・機械備品購入費1880万円は、老朽化しておりますレントゲン機器等を更新するための経費でございます。

続いて15ページの項2・企業債償還金は、現在借り入れております医療機器等の整備に対する企業債を全額繰り上げ償還するため、その償還元金205万2000円を計上するものです。

以上、資本的支出の補正予算の合計は7800万8000円でございます。

これに対します資本的収入でございますけれども、14ページ上段でございます。支出の項目にて御説明しました看護師住宅跡地ブロック塀撤去及びロープ柵設置工事の175万円の2分の1の87万5000円と財産処分に伴う企業債償還金205万2000円の2分の1、すなわち102万6000円を除いた金額の全額、7610万7000円を他会計出資金として一般会計から繰り入れることといたしております。

以上、合計1億217万9000円を病院事業会計における補正予算としてお願いいたしますのでございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） えっとですね、企業会計の説明はなかなか難しいし、理解しがたい部分もありますので、概要のところを見て話をさせていたきたいというふうに思っておりますが、この話の肝はレントゲンの話と御理解ください。

譲渡する病院、委託じゃなかったですね。その病院にレントゲンを更新するという話。一般質問でもちょっとあったんですが、聞いてもなかなか理解しがたい部分があって、何といいますか、どこまで外来機能を維持するのか、その辺はどう話し合われたのか、話

ただけん、そら、そげん話を丸めんどってくれんかな。(市立病院事務部事務長兼医事係長 田中智樹君「それでは、まず……」と呼ぶ)

○委員長(成松由紀夫君) ちょっと待ってください。

今、整理してからのお話ですから。

○委員(亀田英雄君) だけん、質問したばかりだけん、そこまで整理する必要もなかでしょうが。

○委員長(成松由紀夫君) 小会いたします。
(午前10時53分 小会)

(午前10時56分 本会)

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

○市立病院事務部事務長兼医事係長(田中智樹君) それでは、まず、施設面と予算に関する形で、私のほうから説明させていただきます。

今回譲渡の予定しております熊本総合病院のほうとは協議のほうは重ねておりますけども、まだその詳しい具体的などころまでには至ってはおりません。

ただ、今回事業譲渡をするに当たって、あそこの建物単独で診療所としての機能を持つていくためには、現在のレントゲン設備は、本館の旧建物、危険性のある建物の中で行っておりますので、安全性の面からと、それと今のレントゲン設備が昭和61年に整備した機器でありまして、この機械を仮に移設するとなりますと、相当年数の経過年数もたっておりますし、当然耐用年数を過ぎておりますので、今回、新しく更新して診療棟の中にレントゲン設備を移設、更新してつくり直すという意味合いでございます。

医療的な立場では、院長先生のほうからお願いしたいと思います。

○市立病院院長(森崎哲朗君) ちょっと医療的な立場から御説明させていただきますけども、今、今回予算を計上いたしましたレントゲン機

器というのは、主に胸部レントゲン等を撮る、診療所の機能としては、ある意味、最低限必要な機能とは考えております。外来機能を今後、まだその細かいことに関しては検討中ではございますけども、最低限の医療機器としての設備は必要かとは考えておるところでございます。

○委員長(成松由紀夫君) よろしいですか。
ほかに。

○委員(亀田英雄君) このレントゲンを整備することが最低限の整備という話だったですかね。

○市立病院事務部事務長兼医事係長(田中智樹君) 先ほど御説明しましたとおり、電気通信設備とかいろいろな設備、要はもう、病院と今仮設の外来棟を全部関連して一括の建物として管理しておりますところを外来診療棟だけの診療施設として、もうスタンドアローンでいくところでの経費でございます。

ほかにも当院が使っておりましたカルテの保管庫の増設であったり、本館とつないでおります渡り廊下の解体費用であったりという部分を計画しております。

譲渡に当たりまして相当の準備期間が必要となりますことから、今回はあらかじめ予算を確保しておくという意味合いも込めて、今回、補正予算の計上とさせていただきます。

○委員(亀田英雄君) 総合病院と協議を重ねられとつという話も伺いましたが、それば前提、話ばしてよかとですが、総合病院からレントゲンば整備してくれっていう話があったわけですか。これは、その手前からすつとですか。

○委員長(成松由紀夫君) 予算とは……。

○委員(亀田英雄君) 予算に関係する話です。こやしこ予算ば使うとだけんが。

○市立病院事務部事務長兼医事係長(田中智樹君) 交渉の過程については市長公室のほうでメインで行っておられますけども、当然、要請とかまだ詳しい内容までは私のほうも伺っては

おりません。

ただ、先ほど院長も申し上げたとおり、医療的にはこのレントゲン設備は必要不可欠なものでございますので、譲渡するに当たっては、最低限の設備の整備はしてお渡しするというスタンスでおります。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 亀田委員、総合病院というさっきの認識であります、JCHO総合病院ということで質問はして……。

○委員（亀田英雄君） 答弁が総合病院という話やったよ。

○委員長（成松由紀夫君） JCHO総合病院。

○委員（亀田英雄君） よかる。それは名称だけん。

○委員長（成松由紀夫君） 組織体がですね。

○委員（亀田英雄君） その、何ですか、JCHOっていわんばんとか知らんばってんが、総合病院と担保がとれとつとですか。何年するとか。これだけ投資をする、委託ならまだしもこれだけして、2000万かけてレントゲンを……。1800万。あって、そらですよ、外来機能のある程度維持、ある程度っちゅうか、どのくらい維持するかという担保がなければですたい、もし何らか、短い期間だったら、無駄な投資としかとられかねないというケースも考えられる。その辺の協議は進んでこれについて投資するのかですよ、その辺の協議なしにこれに投資するのか、その考え方をお聞かせください。

○委員長（成松由紀夫君） 予算と関係ないところではありますが、協議の、話せる範囲で、市長公室が交渉されておりますので、谷脇市長公室次長から最低限の話をお願いします。

○委員（亀田英雄君） ねえ、ちょっと待ってください。1800万投資するっちゅう話が前提だけん、丸めんでおってくれんかな、また。

○委員長（成松由紀夫君） まだ交渉中で、どこまで話せるかというのは市長公室の判断です

ので、話せる範囲で結構でございます。

○委員（亀田英雄君） 予算に関係なかつちゅうわけな。

○市長公室次長（谷脇信博君） 市長公室、谷脇です。よろしくお願いします。

今御質問の今度のレントゲンの更新の経費は担保があつてからの話かということでございますが、いずれにしましても、今回の再編計画は、現地で診療を行うということを市長は掲げられております。

ということは、今交渉していることが前提なのかではなくて、どっちに転んでもそこに必要か必要じゃないか、現地で医療をする上で必要か必要じゃないかということになりますので、老朽化しております古いほうの入院棟の奥のほうにありますレントゲン、あそこまで患者さんに歩いていってもらふのかという問題もありますし、その辺もあるんで、仮設診療棟のほうにレントゲンの機器を持ってくる。ところが、持ってこようと思ったら、さっき説明がありましたように、昭和61年製ということで、もう30年過ぎています。そうであれば、もう最低限の更新をする経費は持ったほうがいいよねということで今回の予算計上というふうになっております。

以上です。

○委員（亀田英雄君） 今のどっちに転んでもという、そのどっち、2つ、どっちとどっちなんですか。どういう意味なんですか。

○市長公室次長（谷脇信博君） 失礼しました。今現在やっていますのは、公的な医療機関に外来診療を引き継いでいただくということ、それと病床についても公的な医療機関に引き継いでいただくということでの再編計画です。

こちらのほうで今進めておりますが、もしもということ。もしも、外来機能の交渉、今やっておりますが、それが頓挫した場合でも、どっかに委託する形になることはあると思いま

す。

そうなりますと、いずれにしても、今の仮設診療棟は電気も水道も来ておりません。全部入院棟から引っ張ってきて、それで建物としての機能を維持しているわけですから、その辺の分を1個の仮設診療棟で1つの建物としての機能を持つための経費が今回の経費というふうにお考えください。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

○委員（増田一喜君） 私は、ちょっと説明があったときの理解はですね、今事務長も言われましたように、次、あそこはどうせ解体するんですよね。本館は。だから、その間に今の診療棟を使えるかといったときに、解体してもレントゲンもなくなるっっちゃうこと。電気設備から水道設備とかそういうのも全てなくなってしまふ。だから、それを、その間、じゃあ、こっち側、全部してしまいました、はい、譲渡するまでそれがなくなった状態でしてくださいというわけにはいかないから、その間の対策として今の予算を計上したと。

ましてや病院長も言われたように、レントゲンっっちゃうのはもう最低限必要になってきますということであるし、そのレントゲン機器も古いから、買い替えということはある。

だから、実質的には、今、公的に診療をやる、それに必要な予算であると、私はそう理解したんですけどね。それが次の話になって、譲渡のときにそれがくっついていったか、いかないかの話になってくるから、要求する、要求されたという話ではないように私は理解しているんですけどね。そういう理解でいいんだろうかなと思っているんですけどね。この間の説明でそうしか私は理解できなかったものだから。うん。だと思っんですけど、いかがですか。

○委員長（成松由紀夫君） その理解で。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） 委員お尋ねのとおりですね、昭和61年の設備で、仮に地震が発生しなくてこのまま事業がもし継続したとしても、もうレントゲンは更新する時期に来ていたと思います。

ただ、以前からのずっと検討会あたりあって、こういう1800万とかいう高額な機器ですので、当院のほうも、財政的な負担もありますので、ずっといわゆる買い控え、抑えていた部分はあるんですね。

ただ、もう確かに昭和61年といいますと、相当老朽化しておる機械ですので、この、どっちに、さっきの表現でどっちに転んでもというのがありましたけども、どのような結果になろうとも、あそこで医療を継続していくためにはレントゲン機器は必要というスタンスであります。

○委員（増田一喜君） だからですね、地元の人たち、——あそこは地元だけじゃないと思うんですけどね、来られる人は。地元じゃないけれども、地元の人たちを安心をさせるためには、その間はきちんとやれるんですよということを示しておかないと皆さん逆に心配されるということだから、現状を維持するためにはそれが必要であるということだから、協議が時間がかかっているみたいですがけれども、整うまではですね、その間、皆さん安心して診察を受けられるような状態はつくり出しとっていただきたいっっちゃうのは、これは私の意見、希望でありますので、そこのところはよろしく願いいたしておきます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（亀田英雄君） 1ついいですか。えっと、市立病院はですよ、八代市は確たる医療政策を持たんままにここまで来て、市立病院をどうするかという、市立病院は、結局、医療政策を実現するための手段で、そっば存続させるこ

とが目的じゃなくてですたい、医療政策を実現させるための手段だったはずなんですけど、医療政策を持たない。それが赤字だからという説明で、結局、廃止になっていった。結局、赤字だけん廃止するのに、また金ば使うてそこに行くことについてですよ、いかが思われますか。おかしいでしょうと私は思うんですが。そのことについて……。

○委員長（成松由紀夫君） 亀田委員、予算に関係するところ……。

○委員（亀田英雄君） うん、だけん、1800万かかることについてだけんが。

○委員長（成松由紀夫君） 1800万かけることについての考え方を、じゃあ、答弁お願いいたします。

○委員（亀田英雄君） そげん、言わんちゃよかって。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） 確かに赤字経営の中でという部分があって、先ほど増田委員にもちょっと答弁しましたとおり、昭和61年からずっと使っている機器の買いかえも、高額だからその買いかえ更新を控えてきた部分等があります。

当然、通常であれば、この分についても起債等を利用して長期にわたって返済計画を立てながら支払っていくところではございますけども、今回は、たまたまそのタイミングと事業譲渡のタイミングが来たので、こんな形で一括でと。病院事業自体がもう今後継続しませんので、起債等も借り入れはできませんので、このような形にするのでございますんで、そこが赤字経営だから機器の買いかえを、——機器の買いかえと赤字経営とはまた微妙にニュアンスが変わってきて、赤字経営だけどやっぱり必要な医療という、必要な機器とか、医療を提供するための機器の最低限の整備はやっぱりしてきたつもりではあるんですけど、その一環で今回のレントゲンも整備をするということで考えて

おります。

ちょっとお答えになっているかわかりませんが。

○委員長（成松由紀夫君） 亀田委員、要するに、もう……。

○委員（亀田英雄君） もうよかよ。聞いたしこだけでよかよ。説明要らぬばい。

○委員長（成松由紀夫君） ああ、いいですか、はい。

ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 私は、先ほど増田委員から言われた意見と全く一緒なんですけども、いわゆる再編計画に向かった中で、よりよい医療の充実、地域医療を図る観点ではですね、やはり今の体制のまま、例えば、何ですか、旧入院病棟から電気を引っ張って水道も引っ張ってという状態もおかしい話だしですね。いわゆる外来の病棟がそれなりの形であるということは大事ですので、また先ほどどう転んでもちゅう話がありましたけども、やはり現行の中では外来診療所としてきっちりですね、レントゲンにしる、そういった電気、水道、そういったのもやはり独立すべきというふうに思っておりますので、全く私はこの予算については異論はございません。

○委員長（成松由紀夫君） 意見ですね。

○委員（高山正夫君） あ、意見。あ、済みません。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（西濱和博君） ちょっと確認でございますが、御説明の中にもありましたけれども、仮設外来診療所譲渡に伴う改修工事について、具体には、例えば給水、それから電気、通信等の設備がこれの中に含まれているということかと認識しましたが、ここに計上してある金額については、この工事というのは、分野は違いますけど、今後、手続上は一括して発注さ

れるような形になるのか、それとも分野、分野に個別発注、そういう形態としての予算計上なのか、念のためお伺いさせていただきます。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） 具体的な発注の工事の内容については、建設部のほうに依頼をお願いしておりますので、担当課とまた詳しく打ち合わせのつもりではありますが、何せ期間が限られておりますので、その期間内で工事を完了するためには、できるだけ分割して発注したほうがスムーズに行くのかなとは思っております。詳しいことはまた建設部と協議したいと思います。

○委員（西濱和博君） 現時点のお答え、認識いたしました。予算がより効率的、合理的に執行されますよう、お取り計らいよろしく願います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（亀田英雄君） 質問の中でも話をしましたが、市立病院という立ち位置からですよ、まだ詳細なあれが決まっていな中でこれだけ投資をする、譲渡ということが決まった中でこれだけ投資をすることには受け入れがたい部分がありますので、話を聞いて理解できる部分がありますが、受け入れがたい部分が多いということで、私は反対ということで意見を述べさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第102号・平成30年度八代市病院事

業会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前11時14分 小会）

（午前11時15分 本会）

◎議案第103号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分））

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第103号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第10款・災害復旧費について、農林水産部から説明をお願いいたします。

○農林水産部長（橋永高德君） それでは、一般会計補正予算・第4号、第10款・災害復旧費について、濱本総括審議員兼次長から御説明申し上げます。

○農林水産部総括審議員兼次長（濱本 親君） 農林水産部の濱本です。よろしく願います。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○農林水産部総括審議員兼次長（濱本 親君） それでは、議案第103号・専決処分の報告及びその承認について、平成30年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分について御説明申し上げます。

お手元の議案書の13ページをお開きくださ

い。

款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費、目1・農業施設災害復旧費で補正額802万7000円を計上し、補正後の金額を2899万3000円としております。

こちらは、6月19日及び7月5日から8日にかけての梅雨前線豪雨で被災した施設の災害復旧経費を補正したものでございます。

内容としまして、八千把川排水路護岸応急仮工事1カ所170万円、災害復旧事業申請のための測量設計業務委託費の1カ所50万円、排水路しゅんせつ、農道土砂撤去などの6カ所582万7000円となっております。

なお、応急仮工事、排水路しゅんせつ及び農道土砂撤去などについては既に完了しております。

特定財源としまして、県支出金として110万円、市債80万円を予定しております。

次に、目2・林道施設災害復旧費で補正額2774万円を計上しております。

これは、6月19日及び7月5日から8日にかけての梅雨前線豪雨で被災した林道施設の災害復旧経費を補正したものでございます。

内容としまして、林道菊池人吉線等34路線の土砂などを除去するための修繕費2490万円及び泉地区の林道白谷線ほか3路線の災害復旧事業申請のための測量設計業務委託費284万円となっております。

なお、崩れた土砂や落石につきましては既に取り除きが完了しております。

特定財源としまして市債190万円を予定しております。

以上、平成30年度八代市一般会計補正予算・第4号中、農林水産部関係専決処分の報告を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありません

か。

○委員（西濱和博君） 御説明の内容、十分理解いたしました。ちょっと別の視点で申しわけございませんが、参考までにお尋ねしたいと思います。

例えば、農業施設災害で八千把川ですけれども、御提示の資料でいきますと、今回2カ所ということで、その被災箇所2カ所の間の距離が約100メートル、110メートル程度というふうに受けとめたところなのですが、今回の被災箇所以外にですね、ここの施設、結構老朽化してると思うんですけれども、あわせて近傍の御点検だとか、そういうおそれがないとか、そういうような御確認とかなさっていらっしゃいますでしょうか。

○農地整備課長（小原聖児君） ただいまの御質問にお答えいたします。

八千把川排水路に関しましては、国営施設ということで、土地改良区のほう管理委託を受けておりますので、そちらのほうで日ごろの現状を把握されていると思っております。

以上でございます。

○委員（西濱和博君） ありがとうございます。災害というのは、その外観、見えない部分の派生する部分が背後にはらむということも経験上よく思っていましたものですから、被災のその関連がどういう状態にあるかということちょっと確認のためお聞きしました。ありがとうございます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これよ

り採決いたします。

議案第103号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第112号・八代市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

○委員長(成松由紀夫君) 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第112号・八代市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○農林水産部長(橋永高德君) 八代市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について、小原農地整備課長より御説明申し上げます。

○農地整備課長(小原聖児君) 農地整備課長の小原でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第112号・八代市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について、座って説明をさせていただきます。

本件は、平成30年、土地改良法の一部を改正する法律第43号に基づき、同法第36条の2に土地改良施設の管理への協力が追加されましたことから、これを準用しております本市条例の第5条中の法第36条の2を法第36条の3に改正するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○委員長(成松由紀夫君) 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、以上で

質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、これより採決いたします。

議案第112号・八代市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

(午前11時24分 小会)

(午前11時25分 本会)

◎議案第111号・日奈久温泉イベント広場条例の一部改正について

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

次に、議案第111号・日奈久温泉イベント広場条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○観光振興課長(田中辰哉君) 観光振興課、田中でございます。よろしく願いします。

私のほうから日奈久温泉イベント広場条例の一部改正について御説明をいたします。

着座にて説明させていただきます。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○観光振興課長(田中辰哉君) 資料のほうはですね、47ページから49ページということになります。

まず、提案理由でございますが、日奈久温泉イベント広場の施設及び附属設備の使用料を徴収するためということで御提案をするものでございます。

48ページをごらん願います。

今回の改正点のポイントについて御説明をい

たします。

このページですね、中ほどに、第7条の次にですね、次の3条を加えるということで書いておりましたが、今回の改正で使用料、使用料の減免、使用料の還付についての規定を新たに追加するものでございます。

まず、第8条、使用料についてですが、一番下のほうにですね、別表として掲載しておりますが、日奈久地域の観光交流施設ゆめ倉庫を参考に使用料のほうを設定しております。またですね、使用料については前納ということで整理しております。

次に、第9条、使用料の減免ですが、市長は必要があると認めるときは使用料を減額し、または免除することができるということで整理しております。

次に、第10条、使用料の還付ですが、納付された使用料は、天災その他利用者の責めに帰し得ない理由により利用できなくなった場合などを除いて原則還付しないことということで整理しております。

そのほかの改正点でございますが、48ページの上のほうをごらんいただきまして、例えば、第4条では「施設」を「イベント広場の施設及び附属設備（以下「施設等」という）」とするように、文言等の整理を行っているところでございます。

以上、説明のほう、終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（北園武広君） この一部条例の改正なんですけども、狙いとしては、幅広く日奈久の、——資源にあるイベント広場を有効にですね、起爆剤として活用できるアクションにつながるとっとなんかというふうには思っとなんかですけども、ただ、3点ほどですね、ちょっと御質問させていただきたいと思っておりますけども、まず、こ

れの受け付けの業務という形の中で、どこで誰がするのかという点がまず1点。

それと、条文の中で、8条から10条の中で利用料の絡みが云々書いてありますけども、特に8条の3項の使用料前納ということで書いてありますけど、その前納の中で、9条で今度は市長が必要があると認めるときには使用料を減額し、または減免しというふうになっています。それはどういった範囲なのかなという点と、それと、10条で今度は使用料を還付しないということになってはありますが、この施設は、一部建物は屋内のステージがあるんですけど、それと隣接して屋外のステージもあるかと思えます。

で、敷席が観客席として幅広く利用されとっとなんかですけども、屋外で雨が降ったりとかしてですね、特に強い雨が降ったりとかすると、イベント次第ではですね、中止をせざるを得ないときもあるんですけどね。そういったときに還付しないということで基本的になってはありますが、

(1)で天災というふうに表示されてはありますが、その天災の範囲というかですね、どこまでなのかなという点の点が2点目で、あと、最後、3点目がですね、今の施設が特に老朽化がひどくてですね、外のステージ側のコンパネがですね、浮いてふかふかした状態で、今の現状ではですね、なかなか有効に使用できないような形になってはありますが、その辺の改修というか、修復というか、それが検討されているのかいないのかという、以上、3点お伺いしたいと思います。

○観光振興課長（田中辰哉君） 今北園委員のほうから3点ございました。順番にですね、お答えさせていただきます。

まず、1点目の受け付け業務等の事務はどのような形になるかということだったかと思っておりますけども、それについては、今回の受け付け等についてはですね、日奈久の出張所のほうでですね、お願いすることにしてはおります。

次に、2点目の使用料の減額、それとですね、使用料が前納ということで、その還付についての御質問だったかと思えますけども、まずですね、使用料の減額についてでございますが、今回の条例の一部改正とあわせてですね、規則とこれを定めております。その規則の中です、日奈久温泉イベント広場の目的でございます、観光振興のためのイベント、また地域住民のコミュニティ形成というような場合にはですね、使用料の減免をするようにしております。

これまで日奈久地域において火流の彩とか地域イベントがあったかと思えますけども、それらについてはですね、この規則等に基づいて、これからも減免、免除という形になってまいります。

それにあわせて、雨とかの場合のですね、還付がどのようになるかということでございますが、今回、条例の中でですね、天災ということで記載をさせております。その天災ということで地震、台風、雷、洪水などという自然現象がですね、想定されるかと思えますけども、実際に雨がどのくらい降るとかですね、あと洪水警報とか、なかなか今のところですね、そういった基準等は設けてはございません。

ただ、市の中の類似施設等でですね、そういった取り扱いをされている例、また事例等を見ながらですね、実情に合わせて対応してまいりたいというふうに考えております。

3点目のステージ等の補修についてでございますが、確かにですね、ちょっと電気関係とか、いろいろ修理が必要だというような話はですね、地元のほうから聞いております。

今後ですね、イベント広場ということでこうやって使用料を設定しますんで、これが安心・安全ですね、快適に利用できるように、そういった修理等については、今後、予算要求等をやりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（北園武広君） 了解いたしました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（北園武広君） 10月1日からの施行ということでですね、もう近々に迫るとるわけですけども、この条例の一部改正をもとに、地元とですね、しっかり連絡を取り合いながらですね、連携し合ってからですね、よりよい施行に向けてですね、進めていただければなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第111号・日奈久温泉イベント広場条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前11時34分 小会）

（午前11時35分 本会）

◎議案第113号・八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第113号・八代市簡易水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○水道局理事兼局長（宮本誠司君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）水道局の宮本でございます。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○水道局理事兼局長（宮本誠司君） 議案書53ページから54ページとあわせまして、別途お配りしております議案第113号説明資料をお願いいたします。

議案第113号・八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について御説明いたします。

1つ目は、別表第1の改正でございますが、これは、坂本町の葉木地区の水道施設整備に伴い、田上地区簡易水道と板持地区簡易水道を統合し給水区域を拡張したため、水道事業経営認可の給水区域の変更を行いましたことから、資料の新旧対照表の改正案、別表第1、2、坂本町の区域の表17の項のとおり改正するものでございます。

2つ目は、別表第2の改正でございますが、これは、泉町の白岩戸簡易水道整備事業が平成30年11月に竣工し、各戸に水道メーターを設置することにより放任給水から計量給水となるため料金区分を変更する必要があり、条例を改正するものでございます。

なお、施行日は、平成31年1月1日から施行することとし、2月請求の水道料金から適用となります。

御審議方、よろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第113号・八代市簡易水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号・平成29年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○委員長（成松由紀夫君） 次に、決算議案の審査に入ります。

まず、議案第97号・平成29年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○水道局理事兼局長（宮本誠司君） 引き続き説明させていただきます。

着座にてよろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○水道局理事兼局長（宮本誠司君） それでは、議案第97号・平成29年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

別冊の平成29年度八代市水道事業会計決算書をお願いいたします。

17ページから28ページが事業報告書でございます。

21ページから23ページに、200万円以上の建設改良工事と平成28年度からの繰り越し工事を掲載いたしております。

参考までに、別紙関係資料2の位置図をお配りいたしております。

ページを戻りまして3ページから6ページが決算報告書でございます。

企業会計では、当該年度の損益取引に係る収入、支出の収益的収支、また資産、負債及び資本の増減に関する取引に係る収入、支出の資本

的収支の2本立ての予算になっております。

決算の内容につきましては、前年度との比較をいたしております別添の関係資料1にて御説明させていただきます。資料1をお願いいたします。

まず、収益的収支の収入でございますが、項1・営業収益4億7389万1512円。内訳としまして、目1・給水収益4億6915万591円、これは料金収入でございます。目2・受託工事収益228万9582円、これは給水工事収益と修繕工事収益でございます。目3・その他の営業収益245万1339円、諸手数料でございます。項2・営業外収益3506万3639円。内訳としまして、目1・受取利息49万1400円。目2・他会計補助金1747万12円、これは退職給付費1629万7290円等でございます。目3・長期前受金戻入1437万8945円、これは補助金や他会計負担金等により取得した償却資産の平成29年度減価償却見合い分でございます。目4・雑収益272万3282円、これは主に量水器取りかえ評価差額でございます。項3・特別利益3万5260円、これは過年度分の調定増などの過年度損益修正益でございます。収入合計5億899万411円となっております。

次に、収益的支出でございますが、項1・営業費用4億931万6148円。内訳としまして、目1・原水及び浄水費7186万8304円、これは水源地関係の費用でございます。目2・配水及び給水費5137万2578円でございます。これは配水及び給水施設に係る費用でございます。目3・受託工事費1341万6419円、これは新規給水工事の管理及び既設給配水管切りかえ工事等の受託に要する費用でございます。目4・総係費1億1740万521円、これは一般業務関係の費用でございます。今年度は定年退職者がございましたので、前年度に比べて増加いたしております。目5・

減価償却費1億5134万5184円でございます。項2・営業外費用2275万9319円、主に支払利息でございます。項3・特別損失63万958円、これは過年度分の調定減などの過年度損益修正損でございます。

支出合計4億3270万6425円となり、資料右下の欄になりますが、収益的収支は7628万3986円の当年度純利益が生じました。

なお、決算書4ページの決算報告書中、予備費より特別損失へ充用しております18万2000円は、漏水による過年度分調定の減額に不足が生じたためでございます。

次に、資本的収支の収入でございますが、項1・工事負担金399万1000円、これは消火栓設置費用に係る一般会計負担金でございます。項2・出資金472万3031円、これは第4次拡張事業に伴う一般会計出資金でございます。収入合計871万4031円となっております。

次に、資本的支出でございますが、項1・建設改良費1億9628万4945円。

内訳といたしまして、目1・原水設備改良費411万7560円、これは新開及び建馬水源地のポンプ取りかえ等に要した経費でございます。目2・配水設備拡張費1億3559万4992円、これは給水区域内に配水管3017メートルを布設いたしております。目3・配水設備改良費5535万2816円、老朽管更新工事747メートルを施工いたしております。目4・営業設備費121万9577円、これは新規給水に係る量水器の購入等に要した経費でございます。項2・企業債償還金7261万3552円でございます。

支出合計2億6889万8497円となり、資本的収支は2億6018万4466円が不足いたしますが、これは減債積立金取り崩し額、建設改良積立金取り崩し額等で補填いたしております。

なお、項1・建設改良費のうち7389万1440円につきましては、年度内に工事が完了できず、翌年度へ繰り越しました。

次に、11ページをお願いいたします。剰余金計算書でございます。

前年度決算で議決いただきました利益の処分を行っております。

12ページは剰余金処分計算書でございます。

これは、本議案の議決事項である利益の処分でございます。当年度未処分利益剰余金1億7835万422円のうち、7443万684円を減債積立金に、185万3302円を建設改良積立金に積立て、減債積立金及び建設改良積立金の取り崩し額計1億206万6436円を資本金へ組入ることを議決いただくものでございます。

本市の水道事業は、八代地区が昭和26年、日奈久地区は昭和29年に創設され、水源施設から管路に至るまで老朽化が進行しており、計画的な施設の更新、改良等が必要となっております。

今後も、普及率向上のために未普及地域の解消を目指し拡張事業を継続していきますが、安全・安心な水を継続して提供していくために、老朽化した施設・管路対策にも積極的に取り組んでまいります。

以上、説明を終わります。御審議方、よろしく申し上げます。

○委員長（成松由紀夫君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第97号・平成29年度八代市水道事業

会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前11時46分 小会）

（午前11時47分 本会）

◎議案第98号・平成29年度八代市病院事業会計決算の認定について

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

続いて、議案第98号・平成29年度八代市病院事業会計決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○市立病院院長（森崎哲朗君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市立病院長、森崎でございます。

議案第98号・平成29年度八代市病院事業会計決算の認定につきまして御説明いたします。詳細につきましては、事務長の田中のほうから行います。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） 改めてお世話になります。

平成29年度の病院事業決算の認定について説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○市立病院事務部事務長兼医事係長（田中智樹君） それでは、お手元の決算書のほうをごらんください。

議案第98号・平成29年度八代市病院事業会計決算の認定について御説明いたします。

3ページから13ページの貸借対照表までにつきましては、先日の本会議において病院長よ

り御説明させていただきましたので、本日の説明は省略させていただきます。

17ページをお願いいたします。事業報告書でございます。

まず、1、概況の(1)総括事項です。要約して説明させていただきます。

平成28年4月の熊本地震により、外来診療は継続しておりますが、入院診療については現在もその機能を停止した状態が続いています。

また、職員配置の面でも、多くの看護師等の医療職が市長部局へ事務従事するなど、困難な局面を迎えております。

今後の市立病院の方向性については、平成30年度末の病院事業の廃止に向け、入院機能は公的な医療機関に再編移転し、外来機能は事業譲渡を行うことで現地での診療を継続していただく予定としております。

それまでの間は、当院の理念であります患者中心の医療の実践のもと、在宅医療を中心とした地域医療推進の実現に向け努力してまいります。

平成29年度の決算内容ですが、収益的収支では、医業収益1億2357万5006円、医業外収益1億8381万1526円、特別利益10万円で、収益総額3億748万6532円となる一方、費用では、医業費用3億6694万1582円、医業外費用1443万6934円を支出し、費用総額は3億8137万8516円となりました。

結果、当年度は純損失が7389万1984円生じ、当該年度末の未処理欠損金は2億1892万2110円に増加しました。

次に、資本的収支においては、資本的収入が他会計出資金1374万5290円に対し、支出では、医療機器等の整備で34万5600円、仮設外来棟のリース債務償還1183万3920円、企業債償還347万7139円で、総額1565万6659円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額191万1369円は、全額過年度分損益勘定留保資金にて補填いたしております。

18ページをお願いいたします。

(2)の29年度において議決いただいた議決事項は、決算認定、補正予算、当初予算でございます。

(3)の行政官庁認可事項についてはありませんでした。

19ページの(4)職員に関する事項については、年度中の職員の増減に関する事項です。後ほどごらんいただければと思います。

20ページの(5)料金その他の供給条件変更に関する事項についても、該当事項はございませんでした。

大項目2の工事の概況でございますが、(1)改良工事及び(2)の保存工事については、該当する工事はございませんでした。

(3)の有形固定資産購入の概況では、内視鏡検査において用いる機材の洗浄消毒装置の更新を行いました。

次の21ページからは大項目3の業務でございます。

まず、(1)の業務量ですが、(イ)の表は患者数と診療収入を前年度と比較したものです。

入院では、平成29年度は1年間全てにおいて診療を休止しておりますので、数値はございません。平成28年度についても、4月1日から19日までの数値となっております。

外来では、平成29年度は年間7623人、1日平均では31.2となり、1億1451万227円の診療収入を得ることができました。こちらは、前年度と比較して、延べ数で61人減少し、収入では147万2001円の減少となりました。

22ページ、(ロ)の表は病床利用率でございます。診療を休止しておりますので、全てゼロで表記しております。

23ページの(2)事業収入に関する事項では、収入の項目別の決算状況を前年度と比較したものです。

1の医業収益では、前年度の収益約6000万円が皆減となっております。

2の医業外収益では、(2)の他会計負担金が事務従事職員の人件費が12カ月分となったことの影響により、繰り入れ総額で約1650万円の伸びがありました。

3の特別利益は、他の自治体病院からの義援金によるものです。

合わせた事業収入の合計は3億748万6532円でありまして、前年度より5291万5647円の減収となっております。

24ページをお願いいたします。

(3)の事業費に関する事項として、収入同様に決算状況を示しております。

1の医業費用では、主に給与費において、入院診療休止に伴って、医師や非常勤職員の退職、日当直や夜勤等の時間外手当の減、退職給付引当金の繰り入れを行わなかったことによる約7208万円の減少となりました。

(3)の経費についても、病棟休止に伴う光熱水費の減少や夜間の受け付け、建物管理や病院給食の業務委託契約の解除等により約1034万2000円の減少となりました。

このほか(2)の材料費についても、入院休止に伴う薬品費の購入減により前年度より大きく減少しました。

2の医業外費用では、(3)の医師の退職金繰延勘定償却が完了したことにより皆減となったことと、(4)の雑損失におきまして、リース資産取得に係る消費税の仕分けによる影響で約1381万3000円の減少となりました。

3の特別損失はございませんでしたので、事業費の合計は3億8137万8516円でありまして、前年度より1億1561万832円の減少となっております。

以上、事業収入の合計から事業費の合計を引きますと、マイナス7389万1984円となり、8ページの損益計算書の下から3行目に記載しております当年度の純損失と一致するところでございます。

ただいま説明いたしました各項目の内訳については、30ページから34ページにかけての収益費用明細書に記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

最後に、25ページをお願いいたします。

大項目4、会計の(2)企業債及び一時借入金 の概況です。

(イ)の企業債では、表のとおり、今年度も借り入れを行っておりませんので、年度末の元金借り入れ残高の合計は307万6536円となりました。

次の(ロ)一時借入金については、借り入れをしておりません。

27ページ以降の附属明細書については、説明を省略させていただきます。

以上、簡単ではございますけれども、29年度の病院事業会計決算について御説明申し上げます。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○委員長(成松由紀夫君) 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、これより採決いたします。

議案第98号・平成29年度八代市病院事業会計決算の認定については、認定するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手全員と認め、

本件は認定することに決しました。

執行部は御退出ください。（市立病院事務部事務長兼医事係長田中智樹君「お世話になりました」と呼ぶ）

（執行部 退席）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、本委員会に付託となっている請願・陳情はありませんが、郵送にて届いております要望書については、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと思います。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午前11時59分 小会）

（午後0時00分 本会）

◎所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
- ・病院・水道事業に関する諸問題の調査

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、病院・水道事業に関する諸問題の調査、以上の2件であります。

このうち、産業・経済の振興に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（八

代民俗伝統芸能伝承館（仮称）基本設計に係るワークショップについて）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、まず、八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）基本設計に係るワークショップについてをお願いいたします。

○文化振興課長（一村 勲君） 文化振興課の一村でございます。よろしくをお願いいたします。

八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）基本設計に係る市民ワークショップについて説明をさせていただきます。

着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○文化振興課長（一村 勲君） それでは、お手元にお配りしておりますA4、1枚の資料、下に写真が2枚写っておりますが、ごさいますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それと、A3、6枚つづりのカラー刷りの資料をお配りしておりますが、まずはA4、1枚の資料をもとに説明をさせていただきます。

なお、これ以降、施設の名称を伝承館と略させていただきます。

この伝承館の基本設計に係るワークショップにつきましては、去る6月29日に公開プレゼンテーションを行い、その後の設計者選定審査委員会を経まして設計事業者に決定した平田建築設計事務所の提案に基づきまして、関係団体を初めとする市民の皆様の意見を反映されることとあわせまして、共同作業を通しまして施設づくりへの理解を深めていただくことを目的にしております。年内に4回の開催を予定しているところでございます。

予定されております日程につきましては下記のとおりでございます。第1回は8月の25日土曜日に開催し、32名の皆様が参加されました。当日の様子につきましては、後ほど別の資料に基づきまして説明をさせていただきます。

第2回はごらんの日程で、部屋の配置やゾーニング、第3回が屋根の形状やサイズの確認、

第4回が展示イメージや使い方などの確認と最終案の確認を行う予定で、会場は厚生会館大集会室を使用いたします。

なお、このワークショップにおきます意見の反映方法につきましては、各グループの意見を発表した後、参加者全員で意見交換を行い、進行役が意見を統括します。これを設計事業者と市でその都度調整を行いまして、次回ワークショップに反映させるといった手順で行う予定です。

次に、参加者につきましては、八代妙見祭保存振興会、同じく笠鉾連合会、八代市民俗文化財保存連合会などの文化財保存団体のほか、市文化財保護委員会、市文化協会、DMOやつしろなどから代表で出ていただいているほか、次の世代を担う若い方たちの意見を反映させるべく、熊本高専八代キャンパスの学生さんたちにも参加いただいております。

そのほか、一般市民の皆様への募集も10名程度の枠で行っておりますが、今月14日まで募集をかけているところでございます。

このワークショップでの提案などを参考といたしまして、本年12月末をめどに基本設計をまとめることとしております。

続きましてA3、6枚の資料をごらんください。第1回のワークショップの設計事業者作成の報告書でございます。

8月25日土曜日の18時から厚生会館で開催いたしました。

1ページ左下には当日のスケジュールを記載しておりまして、2部構成で実施しました。

右半分が、参加者を赤組、黄組、青組、黒組の4グループに分けまして、その4グループが発表されたときの提案内容でございます。

続きまして2ページをごらんください。

②の写真が平田建築設計事務所よりプロポーザル案の説明がなされている様子で、③と④の写真がグループ討議の様子、⑤がグループ発表、

そして⑥が最後の参加者アンケートに御記入いただいている様子でございます。

グループ討議におきましては、参加の皆様から活発な御意見をいただいております。

次のページをごらんください。

建物の空間や機能、そして展示内容に対する各グループの意見でございます。建物に関する意見のオレンジ色の部分が多少見えにくくなっておりますが、御容赦ください。

意見といたしましては、笠鉾の取り回しに関係することや防災に関する意見、そして妙見祭以外の民俗文化財の展示を求める意見のほか、厚生会館との調和を求める意見などがございました。

次のページをごらんください。

予定地となっております厚生会館裏手の敷地内にどのような建物配置が望ましいかをグループで取りまとめたものでございます。特に、オレンジ色で表示の収蔵庫の位置については、グループごとに異なる意見が見られ、関心が非常に高いことがわかります。

続きます5ページが参加者に対するアンケート内容で、それをまとめたものが6ページでございます。

なお、アンケート結果につきましては省略させていただきます。

最後になりますが、このワークショップは公開しておりますので、どなたでも会場に入っただけでごらんいただくことが可能でございます。

また、ワークショップの報告書につきましては、随時、市のホームページで公開することとしております。

以上、簡単ではございますが、八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）基本設計に係る市民ワークショップについての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（亀田英雄君） 1ついいですか。今、アンケートについては省略なされたんですが、何か目立つ意見とか、ちょっと1つ2つ紹介していただけないですか。特に用意してなればよかですが、何かこう、今からこれを進めるに当たって参考にしたい意見とか。（文化振興課長一村勲君「6ページのですね……」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手。

○文化振興課長（一村 勲君） あ、失礼しました。

6ページにそのアンケート結果をまとめたものがございます。説明では省略させていただきましたが、その中で、たくさんの意見やさまざまな視点で意見が出たので楽しかったという、質問項目の8番ですね、一番右側の枠囲みの中でございますが、そういった意見や、多様な考えを聞くことができた、伝承館ができるのがとても楽しみですといったような御意見がございました。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）基本設計に係るワークショップについてを終了いたします。

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（指定管理者の更新について）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、指定管理者の更新についてをお願いいたします。

○経済文化交流部長（山本哲也君） 経済文化交流部が所管しております施設のうち、今年度末に指定管理の期間満了を迎えるものにつきまして、更新の手続に入る必要がございますので、今回の事務の進め方に関し、次長の中より御説明させていただきます。よろしくお願いたし

ます。

○経済文化交流部次長（中 勇二君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）経済文化交流部の中でございます。よろしくお願いたします。

それでは、着席の上、御説明申し上げてよろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○経済文化交流部次長（中 勇二君） それでは、資料のほう、きょうお配りしましたけども、お手元でございますでしょうか。A3判、折つてあると思います。

○委員長（成松由紀夫君） はい。

○経済文化交流部次長（中 勇二君） では、そちらに基づいて、沿って説明をさせていただきます。

今回、7施設が対象となりますが、検討に当たりましては、それぞれの施設の設置目的やこれまでの運営状況等について把握をし、さらに国の動向など近年の行政運営に関する状況の変化を加味した上で、本市の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及びその運用指針に照らして判断したところでございます。

それでは、施設ごとに説明いたします。

まず、八代市がらっぱ広場については、平成22年から指定管理制度を導入し、これまで3回の指定管理をしております。

現在の指定管理者はまちなか活性化協議会です。前回の募集方法は非公募で、期間は3年間で行っていただきました。

今回の更新に当たりましては、施設が本町アーケード街にあり、その設置目的は中心市街地の活性化が主眼であること、また指定管理者であるまちなか活性化協議会は、地元の4商店街の代表者で構成され、市や商工会議所と連携しながら中心市街地の活性化に取り組んでいる団体であることなどから、市の手続条例の非公募にできる場合に該当するため、今回も引き続き

非公募として取り扱いたいと考えております。
期間は3年をと考えております。

次に、サンライフ八代については、平成18年から指定管理制度を導入し、これまで3回の指定管理を行っています。

現在の指定管理者は一般財団法人サンライフ八代でございます。前回の募集方法は公募で、期間は5年間ございました。

今回の更新に当たりましては、施設の設置目的及び現在は雇用促進業務を直営化している運営状況から判断いたしまして、引き続き公募として取り扱いたいと考えております。期間は5年をと考えております。

次に、八代市さかもと温泉センター、八代市坂本憩いの家、八代市広域交流センターさかもと館の3施設については、平成18年から指定管理制度を導入し、これまで4回の指定管理を行っています。

現在の指定管理者はさかもと温泉センター株式会社でございます。前回の募集方法は公募で、期間は5年間ございました。

今回の更新に当たりましては、施設の設置目的が交流促進による地域活性化と産業等の振興や住民の健康及び福祉の増進であること、また現在の指定管理者は、これらの施設を管理運営し、地域経済の活性化に寄与するために旧坂本村において設立された法人であることなどから、市の運用方針に規定されました非公募にできる場合に該当するため、前回から変更して、非公募の取り扱いにしたいと考えております。期間は5年をと考えております。

次に、八代市ふれあいセンターいずみ、八代市農林産物流通加工施設の2施設については、同じく平成18年から指定管理制度を導入し、これまで3回の指定管理を行っています。

現在の指定管理者は株式会社いずみでございます。前回の募集方法は公募で、期間は5年間ございました。

今回の更新に当たりましては、施設の設置目的が交流促進による観光振興や農林産物による産業の活性化であること、また現在の指定管理者は、これらの施設を管理運営し、地域経済の活性化に寄与するために旧泉村において設立された法人であることなどから、市の運用方針に規定されました非公募にできる場合に該当するため、前回から変更して、非公募の取り扱いにしたいと考えております。期間は5年をと考えております。

今回、坂本町の3施設及び泉町の2施設については募集方法の見直しを行い、前回の公募から非公募に変更をしたいと考えております。

このことにつきましては、平成29年1月に市の公の施設の指定管理者制度に関する運用指針において非公募の判断基準が明確化されたこと、また平成26年8月に総務省において策定された第三セクター等の経営健全化等に関する指針の中で、各地方公共団体において第三セクターの効率化、経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に取り組むよう要請がなされるとともに、民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保に有効な手法であるとの認識が示されたこと、これらを踏まえ総合的に再検討いたしました結果、非公募が適当と判断したところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、10月を募集期間としまして、11月に公募、非公募にかかわらず候補者選定委員会で審議をした上で候補者を決定いたします。その後、12月議会において、指定管理者の選定と債務負担行為の議決をお願いする予定といたしております。3月に協定書を締結し、4月から管理運営開始と予定しております。

資料2枚目、3枚目については、施設の概要を添えております。

説明については以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（亀田英雄君） 以前から指定管理者の非公募、公募の件についてはですね、物申してまいりました。

そんなことがですね、きちんと整理できたということで、関係者の皆様にはお礼を、お礼といえますか、御苦労があったかなということですねぎらいを申し上げたいというふうに思います。

その中でもですね、やっぱりそこで競争性がなかというところで、そこに慢心しないように、そこら辺のことを重々に申し送りしてですよ、その会社の運営がスムーズにいくように、なるだけ赤字が出ないようにですよ、赤字が出っていくか、うまくいくようにですね、申し送っていただけたらなというふうに思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかに何か質疑、御意見等ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で指定管理者の更新についてを終了いたします。

執行部は御退出ください。

（執行部 退席）

○委員長（成松由紀夫君） そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって経済企業委員会を散会いたします。

（午後0時18分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成30年9月12日

経済企業委員会

委員長